

湯沢町路上等の喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例(案)パブリックコメントにおける  
ご意見の総括

1 パブリックコメントの実施状況について

(1)募集期間 平成23年2月14日(月)～3月15日(火) 30日間

(2)意見応募者数 4名

(3)意見件数 8件

(4)提出方法の内訳

提出方法	FAX	メール	郵送	持参	合計
意見応募者数	2	0	0	2	4
意見件数	2	0	0	6	8

2 ご意見の内容

○路上等の喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例についてのご意見… 8件

	ご意見の概要	町の考え方
1	湯沢町路上等の喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例(案)の作成に賛成します。	<p>本条例の制定については、町民や観光客等への身体的な影響や周辺者への不快感の解消、たばこの不始末による火災の防止、また、たばこの吸殻等の投棄によるまちの美観の保全を目的に条例の制定を行おうとするものです。</p> <p>今回の条例の制定により、喫煙者のマナー向上やまちの美観が保たれ、安全かつ安心して健康な生活が確保できると思われます。</p>
2	観光地である湯沢町は受動喫煙やたばこのポイ捨て等で町外から来られたお客様に不愉快にさせますので条例(案)に賛成します。早急に可決実現してください。	

3	公園や広場、競技場等のスポーツ施設は禁煙にすべき場所だと考える。湯沢町のような観光客等の外来の多い場所での規制は難しい面も多くあるが、だからこそ町民が率先してこの問題に取り組む必要がある。	条例の施行により、公共の用に供する場所での喫煙はしないように努めていただくこととなりますが、喫煙禁止区域等については、状況を見ながら検討し、指定することとなります。
4	何か禁煙に係る文言で町宣言をする。ポスター、看板等は、小・中学生、一般町民から公募する。	ご意見のとおり、喫煙及びポイ捨ての防止のための啓発活動は、本条例(案)で謳っており、本条例(案)の制定後も、広報誌や看板等による周知をはじめ、路上等の喫煙及びポイ捨ての防止におけるマナー向上を目指した啓発活動にできる限り取り組んでいきます。
5	湯沢町は路上歩行喫煙禁止で町民の健康増進・推進町である事を大衆の集う公共の場所でPRする。	
6	既存の喫煙の為の灰皿等の設備の撤去	条例の施行とともに灰皿の設置者と協議をしながら灰皿の撤去を検討していきます。
7	ウォーキングやスポーツをよくされている方の中から条例(案)に意欲的な方を行政から依頼をし、監視員を配置する。	本条例(案)の趣旨は、喫煙行為そのものの規制ではなく、喫煙マナーの向上を図るなかで、受動喫煙による人々の健康被害を防いだり、ポイ捨てなどによる地域環境の悪化を防ぎ、町民憲章に謳う「さわやかな誰もが訪れたいまち」の構築に繋げる目的としていますので、現時点では、監視員の配置や罰則規定等は考えておりません。
8	路上喫煙に罰則の制定をする。	